

議案第 9 2 号

前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の改正について

令和元年 9 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年前橋市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項各号列記以外の部分中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 2 項中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 2 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。